【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書

【提出日】 平成24年2月13日

【報告者の名称】 ドリームバイザー・ホールディングス株式会社

【報告者の所在地】 東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 03-6212-5270 (代表)

【事務連絡者氏名】 アドミニ&オペレーション部部長 柴崎 慶一朗

【縦覧に供する場所】 ドリームバイザー・ホールディングス株式会社

(東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1)本書中の「当社」とは、ドリームバイザー・ホールディングス株式会社をいいます。

(注2)本書中の「公開買付者」とは、あかつきフィナンシャルグループ株式会社をいいます。

1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】
名称 あかつきフィナンシャルグループ株式会社

所在地 東京都中央区日本橋一丁目16番3号

2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】 普通株式

- 3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】
 - (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成24年2月10日開催の取締役会において、あかつきフィナンシャルグループ株式会社による当社 株券に対する公開買付け(以下「本公開買付け」)について慎重に検討を行った結果、下記(3)記載の理由 から、本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行うこと、及び、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否か については、中立の立場を取り、株主の皆様に判断を委ねること、並びに、当社の所有する自己株式813株(普 通株式の発行済株式総数(9,745株)に占める割合(以下「所有割合」)にして8.34%(小数点以下第三位 を四捨五入。以下比率の計算において、特に別の取扱いを定めていない限り、同様。)について本公開買付けに 応募することを決議いたしました。

(2) 本公開買付けの概要

公開買付者によれば、平成24年2月10日開催の取締役会において、当社を持分法適用会社とすることを目的として、本公開買付けを実施することを決議しました。

当社は、公開買付者との間で本日付で締結した資本提携に関する基本合意書(以下「本基本合意書」)において、当社が所有する自己株式813株(所有割合8.34%)について、本公開買付けに応募することを合意しています。

また、公開買付者によれば、公開買付者は、当社の筆頭株主である当社代表取締役会長川崎潮氏(以下「川崎氏」)と協議を重ねた結果、川崎氏との間で、平成24年2月10日付で「公開買付け応募契約書」(以下「本公開買付応募契約」)を締結し、川崎氏が実質的に所有する全ての当社普通株式2,406株(所有割合24.69%)について本公開買付けに応募することで合意したとのことです。

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限が設定されております。

買付予定数の下限は、川崎氏が実質的に所有する当社普通株式及び当社が所有する当社普通株式の数と同数である3,219株(買付等を行った後における所有割合33.03%)であり、応募株券等の総数が買付予定数の下限である3,219株に満たないときは、応募株券等の全部の買付けは行われません。また、公開買付者及び当社は、本公開買付け後も当社普通株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限は4,000株(買付等を行った後における所有割合41.05%)に設定されており、上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行われず、金融商品取引法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含む。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済が行われます。あん分比例の方式の方式により買付けが行われると、応募された各株主様の応募株券等の数に、応募株券等の総数のうちに占める買付予定数(上限である4,000株)の割合を乗じて得た数(当該計算によって得た数に一株未満の端数があるときは当該端数を四捨五入する方法。)が実際に買付けされる各株主様の株券等の数となります。この計算の結果、買付けされる株券等の数が1株に満たない場合は、買付けされない可能性があります。

(3) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

当社グループは、平成11年12月に旧ドリームバイザー・ドット・コム株式会社として設立以来、「金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業」において高成長を遂げ、平成17年6月に株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」)マザーズ市場に上場するに至りました。昨今の金融市場の急激な悪化に伴い、厳しい事業環境にありますが、当社グループのビジネス・リソースである業界紙の強みである取材力、編集・制作ノウハウと各方面へのアクセス、投資支援アプリケーションの開発・提供において蓄積してきたノウハウ、記事・ニュース、書籍・刊行物、ウェブコンテンツなどの豊富なコンテンツを活用し、上場会社のIR講演会の受託開催などのIR事業やリサーチ事業の試行等、既存事業を補完する収益モデルを確立すべく、営業活動を推進しております。

公開買付者であるあかつきフィナンシャルグループ株式会社は、証券事業を中核とする持株会社であり、グループの再構築を経て、独立した経営体制を確立するとともに、中核事業を担うあかつき証券株式会社(以下「あかつき証券」)の完全子会社化を実施し、収益性の追求と効率的な事業運営を行える体制を構築しております。同社グループは、あかつき証券を中心とする証券事業の強化及び拡大を目指しております。

中核事業を担うあかつき証券におきましても、平成20年6月に経営陣を刷新し、営業基盤の強化と安定した収益構造の構築を主要課題として事業の強化に取り組んでおり、強みを有する対面営業による株式委託取引や投資信託販売の強化により、収益の拡大・多様化を図っております。また、公開買付者には、中核会社であるあかつき証券の対面営業の更なる強化策として投資関連の情報の充実に取り組んでいます。このような背景から、公開買付者から当社に対し、相互に強固な関係を築き、両社の更なる企業価値の向上を図ることを目的として、本基本合意書並びに本公開買付けが提案されました。

当社において、本基本合意書並びに本公開買付けについて慎重に検討を行った結果、公開買付者が当社グループのメディアとしての独立性の確保を尊重していること、同社グループが当社グループの投資関連情報や投資分析関連コンテンツ及び「日本証券新聞」をあかつき証券の顧客への情報提供のツールとして活用されることが見込まれること、同社グループを通じて当社グループのサービスのエンドユーザーの投資情報ニーズを得られることが見込まれること、更に、同社グループでは顧客への投資情報の充実のためリサーチ部門の強化が検討されており、当社グループが既存事業を補完する収益モデルを確立すべく取り組んでいるリサーチ事業の試行についてもシナジー効果が見込まれることを、総合的に勘案し、本基本合意書の締結並びに本公開買付けが、当社の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であるとの結論に至りました。

そして、当社は、平成24年2月10日の取締役会において、本基本合意書を締結すること及び本公開買付けに 賛同する旨の意見を表明することを決議いたしました。

また、本公開買付け価格については、公開買付者、川崎氏、当社が協議を行い、決定されたものであり、当社株式価値の算定結果に照らし合わせても妥当なものと考えておりますが、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本公開買付け後も引き続き当社普通株式の上場を維持していく方針であることから、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、株主の皆様の判断に委ねることといたしました。

(4) 資本提携に関する基本合意書の概要及び本公開買付け成立後の経営方針

本基本合意書において、公開買付者と当社は、当社が、本公開買付けに対して賛同の意見を表明すること (注1)、及び当社の所有する自己株式813株 (所有割合8.34%)について本公開買付けに応募することのほか、大要(i)本公開買付け成立後、当社は公開買付者が指名する取締役を選任するために必要な手続きを行うこと、(ii) 本公開買付け成立後、当社は公開買付者が指名する代表取締役を選任するために必要な手続きを行うこと、(iii) 当社は当社の従業員の雇用継続につき合理的な努力を行うこと、(iv) 本公開買付け成立後 に開催される当社取締役会において、当社グループの経費削減計画を決議すること、(v) 本公開買付け成立後 に開催される当社取締役会において、公開買付者との業務提携契約の締結を決議すること (注2)、(vi)当社 は従前と実質的に同様である通常の営業の範囲内でのみその事業を遂行し、公開買付者の事前の書面による同意なくして、一定の行為(株式等の発行、剰余金の分配、組織変更、定款変更、資金の借入れ等)は行わないこと等につき合意しております。

(注1) 当社の本公開買付けに対する賛同意見表明義務は、(i) 公開買付者の本基本合意書上の表明保証が重要な点において真実かつ正確であること、(ii) 公開買付者が当該賛同意見表明前に履行すべき基本合意書上の義務を履行していること、及び(iii)本公開買付けが撤回されていないことを前提条件としております。

- なお、本基本合意書においては、(i)存在の適法性・有効性、(ii)法令遵守、(iii)権利能力・行為能力、(iv)社内手続きの履践、(v)本基本合意書の執行可能性、(vi)法令・内部規則・契約違反の不存在等及び(vii)反社会的勢力との交流の不存在が当社の表明保証事項とされております。また、本基本合意書においては、公開買付者は、(i)決済日までの間に公開買付者の表明保証事項に変更が生じた場合にはその内容を通知する義務、(ii)本基本合意書の義務違反又は表明保証違反による補償義務、(iii)守秘義務、及び(iv)開示及び公表の事前協議及び合意義務を負っています。
- (注2) 業務提携契約の内容の詳細については、本公開買付け成立後に検討することを予定しております。

本公開買付け成立後の経営体制については、本基本合意書に基づき、本公開買付成立後に招集する株主総会に公開買付者が指名する取締役候補者の選任を付議し、当該株主総会の終了をもって公開買付者が指名する代表取締役を選任するための手続きを行う予定でありますが、公開買付者は、当社のメディアとしての独立性を尊重しており、基本的に現状の当社の経営体制を維持する方針であります。

また、川崎氏は、本公開買付応募契約において、本公開買付け成立後に上記の株主総会終結時をもって当社の代表取締役及び取締役を退任することについて合意しておりますが、退任までの期間は当社の代表取締役会長として当社グループが新体制に円滑に移行できるよう尽力していく予定であります。

(5) 本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無

本公開買付けは当社の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は、当社株式が東京証券取引所マザーズ市場の上場を維持されることを前提として、買付予定数に4,000株の上限を設定し、本公開買付けを実施するものであります。

(6) いわゆる二段階買収に関する事項

本公開買付けは、いわゆる二段階買収を予定しているものではありません。

(7) 公正性を担保するための措置

公開買付者による公開買付価格の検討

公開買付者によれば、公開買付者は、買付価格の決定にあたり、公開買付者の第三者算定機関である横山公認会計士事務所に対し、買付価格の決定の参考資料として当社の株式価値算定を依頼したとのことです。

横山公認会計士事務所は、公開買付者からの依頼に基づき、公開買付者が提供した当社の業績の内容等により、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」)による算定を行い、公開買付者に平成24年2月7日に株式価値算定書を提出したとのことです。公開買付者は横山公認会計士事務所から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

それぞれの手法に基づいて算定された当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりであります。

市場株価平均法: 21,300円から33,407円 類似会社比較法: 22,040円から35,632円

DCF法:34,868円から44,830円

公開買付者は、横山公認会計士事務所から取得した株式価値算定書の各手法の算定結果を参考として、当社に対するデュー・デリジェンスの結果、当社普通株式の市場株価動向、当社による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、慎重に検討を行った上で、当社及び本公開買付応募契約の相手方である川崎氏との協議・交渉を行い、最終的に買付価格を普通株式1株当たり36,000円と決定したとのことです。

当社による公開買付価格の検討

当社は、公開買付者から提示された買付価格に対する意思決定において、その公平性を担保するために、中山公認会計士事務所を独立した第三者算定機関に選定し、当社の株式価値の算定を依頼いたしました。当社は、中山公認会計士事務所が当社及び公開買付者の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないことから、株式価値算定において恣意性が働かないものと判断したため、中山公認会計士事務所を第三者算定機関に選定いたしました。当社は、中山公認会計士事務所から買付価格の公平性に関する評価(フェアネスオピニオン)は取得しておりません。

中山公認会計士事務所は、当社の依頼に基づき、当社が提供した当社の業績の内容等により、市場株価平均法 および純資産価額法による算定を行いました。当社が中山公認会計士事務所から取得した平成24年2月9日 付の「株式価値評価算定書」によると、それぞれの手法において算定された当社の普通株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりであります。

市場株価平均法:21,975円~34,950円

純資産価額法 : 35,160円

市場株価平均法では、平成24年2月9日を算定基準日として、東京証券取引所マザーズ市場における算定基準日終値34,950円、算定基準日から遡る過去1ヶ月間(平成24年1月10日~平成24年2月9日)の終値平均24,804円、同3ヶ月間(平成23年11月10日~平成24年2月9日)の終値平均21,975円、同6ヶ月間(平成23年8月10日~平成24年2月9日)の終値平均26,144円を基に、普通株式1株あたりの価値の範囲を21,975円~34,950円と分析しております。

純資産価額法では、当社の平成23年12月31日現在の簿価純資産価額を基に、普通株式1株あたりの価値を35,160円と分析しております。

当社は、以上の算定結果を参考として、本公開買付けにおける買付価格について検討した結果、買付価格が純資産価額法における普通株式1株あたりの価値を上回り、かつ、市場株価平均法における普通株式1株あたりの価値の範囲の上限を上回っていることから、買付価格は妥当であると判断いたしました。

利害関係を有しない者による意見の入手

当社は、意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社の社外取締役である山中一弘氏に対し、(a)本公開買付けの目的の公正性(本公開買付けによる当社企業価値の向上の有無)、(b)本公開買付けに係る交渉過程の手続の公正性、(c)本公開買付けに係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮に合理性があるか、(d)本公開買付け後に公開買付者が新たに当社の支配株主が存在することになる可能性と当社の独立性、について諮問いたしました。

山中一弘氏は、上記諮問事項について当社から本公開買付けに係る公開買付者の提案内容について説明を受け、検討の結果、平成24年2月9日に当社に対し、(a)本公開買付けは当社の企業価値向上に資するものであり、(b)本公開買付けに係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c)本公開買付けに係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮がなされており、(d)本公開買付けの買付数量が上限で決定した場合には公開買付者の所有割合が41.05%となり、新たに支配株主が存在することになる可能性があるものの、公開買付者が当社グループのメディアとしての独立性を尊重しており、相互に企業価値を高めていくことを提案していることから、当社の事業運営の独立性を損なうものではない、とする意見書を提出いたしました。

利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社は、平成24年2月10日開催の取締役会において、本基本合意書及び本公開買付けについて慎重に協議、検討した結果、取締役4名のうち川崎氏を除く上記取締役会の決議に参加した取締役3名の全員一致で、本基本合意書を締結すること、並びに本公開買付けに賛同する旨の意見を表明すること、及び本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、株主の皆様に判断を委ねることを決議いたしました。なお、当社の取締役のうち、川崎氏は、公開買付者との間で、当社が本公開買付けに賛同の意見表明を行い、本公開買付けが撤回されていないこと等を条件として、本公開買付けに当社株式2,406株を応募する旨の合意を行っているとのことであり、上記各議案について当社と利益が相反するおそれがあることから、上記各議案の審議及び決議には参加しておりません。

また、当社の監査役3名(内、2名が社外監査役)全員が、上記取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べております。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

(1) 普通株式

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
	 代表取締役会長 	-	2,406	2,406
奥山 泰	代表取締役社長	-	136	136
小澤 善哉	監査役	-	128	128
計	3名		2,670	2,670

⁽注) 所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。

(2) 新株予約権

氏名	役名	職名	所有個数(個)	株式に換算した 数(株)	株式に換算した 議決権の数 (個)
木村 喜由	監査役	-	10	10	10
計	1名		10	10	10

⁽注) 所有個数、株式に換算した数及び株式に換算した議決権の数は本書提出日現在のものです。

- 5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】 該当事項はありません。
- 6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】 該当事項はありません。
- 7 【公開買付者に対する質問】 該当事項はありません。
- 8 【公開買付期間の延長請求】 該当事項はありません。